

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 諫早市 (都道府県: 長崎県)

本事業の担当部局名 地域政策部 移住定住推進課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)						
個別事業名	いさはや生活実現事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	交付決定日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度	令和元年度			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 長崎県内においては、令和元年度から、県・市町・民間団体の連携体制のもと、結婚・子育てを応援する社会全体の機運醸成と婚活支援事業の一体的な展開に取り組んできた。諫早市では「諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における4つの基本目標のうち、「3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の中に「結婚につながる場の創出と新生活支援」を掲げ、取組を進めている。結婚支援については、平成27年度から取り組んできているが、令和3年の婚姻数は511件、婚姻率は3.8であり、令和2年と比較し微増しているものの、経年的に下降傾向にある。同傾向については、若い世代の恋愛や結婚に対する婚活への興味・関心を十分に引き出せていない点や、結婚を含め将来に対する漠然とした経済的不安を抱えていることも主な原因であると考えられる。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)          &lt;当年度の少子化対策の全体像&gt; ※全事業共通 諫早市においては過年度に引き続き、婚姻件数や婚姻率の低下に歯止めをかけるべく、出会いの場の創出を重点的に行う。また、実施後には対象者にアンケート調査を行い、次年度以降により効果的な取組を行えるよう留意する。結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み出せない層に対して補助を行う。</p> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt; 結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行うもの。</p>						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	①新生活支援補助金:各費用に係る合計が150万円 ②小長井地域新生活支援補助金:各費用に係る合計が200万円		
39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	①新生活支援補助金:各費用に係る合計が150万円 ②小長井地域新生活支援補助金:各費用に係る合計が200万円			
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有							
※(注)3 【その他独自要件】							
・対象地域を限定して実施(人口減少が特に課題となっている地域へ子育て世帯の定住を促すため) ①諫早市新生活支援補助金(複式学級の小学校区を対象:伊木力・大草・飯盛西小学校区) ②小長井地域新生活支援補助金(小長井町全域を対象)							

2. 申請見込

①新規世帯見込	4	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	4	世帯		
	その他		世帯		

【世帯数積算根拠】

・申請見込については、令和3年度の支給実績を引用。  
 また、令和3～5年度において、申請までは至らなかったものの29歳以下からの問い合わせ実績が一定数あるため、対象世帯を29歳以下の世帯として見込んでいるもの。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	3 世帯
～12月(実績)	1 世帯
1月～3月(見込)	2 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	4 世帯 × 600,000 円 =	2,400,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	0 世帯 × 300,000 円 =	0 円	
	(継続補助)		

3. 広報の実施予定

- ・広報誌、ホームページ・SNS等による周知
- ・チラシによる広報(5支所・6出張所及び市民窓口課の窓口への配架、公共施設への配架等)
- ・なお、県と連携し、結婚・子育てを応援する広報資料に掲載するほか、ホームページ、婚活支援窓口等での広報を実施

KPI項目	単位	目標値	現状値	
				少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目 合計特殊出生率 婚姻件数 婚姻率	単位 件	直近の実績 1.52 (令和3年) 458 (令和4年) 3.5 (令和4年)	
事業内容 番号	KPI項目	単位	目標値	現状値
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	長崎県婚活サポート官民連携協議会において検討された役割分担に基づき、市においても、企業・団体及び市民に対し、県・他市町窓口及び県内イベント・セミナー及び結婚新生活支援補助金のPRを行う。□ 県により委嘱された、少子化対策に係る市町コーディネーターと連携し、民間団体等を通じ、結婚応援者拡大に向けた働きかけを行うとともに、県・市の婚活支援事業に関する情報提供を行う。□			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	県により委嘱された少子化対策に係る市町コーディネーターと連携し、民間団体等を通じ、結婚応援者拡大に向けた働きかけを行うとともに、県・市の結婚支援事業に関する情報提供を行う。民間事業者は、従業員に対し県・市の婚活支援事業(窓口、イベント・セミナー、相談会等)に関する情報提供を行う。			

(注)  
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。  
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。  
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題  
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け  
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)  
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。  
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。  
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。  
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。  
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。  
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引寄せ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。  
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。  
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。